

# 平成23年度東北農政局男女共同参画推進本部活動方針

平成23年8月9日 本部決定

## 1 これまでの取組の成果と課題

(1) 平成11年6月の男女共同参画社会基本法の制定を受け、東北農政局では、13年9月に局長を本部長とする東北農政局男女共同参画推進本部を設置し、農業・農村における女性の社会参画や農業経営への参画を促進するための取組を行ってきた。また、農政局内では、職員の男女共同参画に係る意識水準の向上に努めてきた。

(2) 22年度においては、地域社会への一層の女性の参画を図るため、J A中央会及び市町村トップ層に対して、農業協同組合の女性役員や女性農業委員の登用拡大に向けての働きかけ等の取組を実施した。また、農業経営への女性の参画及び女性農業者の起業活動を推進するため、東北地域いきいき女性起業家交換会等の取組を実施した。

一方、職場では、男女共同参画の形成にかかわる農政局職員の意識啓発を図るため、「仕事と生活の調和」をテーマに、育児・子育て中の職員を対象とした意見交換等の取組を実施した。

(3) この結果、東北においては、女性起業数が年々増加し、東北の女性起業数は全国のトップクラスとなっている。また、定数削減の中でJ A女性役員及び女性農業委員の割合、女性認定農業者数及び家族経営協定締結農家数が年々増加している。

一方、職場では「いきいきパートナーシップの日」の定着や意見交換会の開催などにより、職員の男女共同参画の意識が向上してきている。

(4) しかしながら、これまでの取組により、東北の女性農業者の農業経営や地域社会への参画は拡大する傾向にあるものの、政府全体の目標である「指導的地位に女性が占める割合を2020年までに少なくとも30%」に比べると、その割合は依然として低い状況にある。

一方、職場では、職員の男女共同参画に関する意識は高まってきているものの、女性職員の登用やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が十分に進んでいるとは言えない。

(5) このため、推進本部は、「2020年までに、あらゆる分野で指導的地位に占める女性の占める割合が、少なくとも30%」という目標の達成に向けて、引き続き農村女性の参画意欲と能力向上を図るとともに、女性登用促進の鍵となる各組織トップ層への働きかけを推進する必要がある。

また、職場では、女性職員のキャリア形成に資する取組や、働き方の見直しを促す取組を推進する必要がある。

## 2 23年度の取組の基本的考え方

昨年12月に第3次男女共同参画基本計画が策定された。今後は、第3次男女共同参画基本計画の喫緊の課題である「社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合を2020年までに少なくとも30%」の達成に向け、関係機関との連携を一層深めながら、女性の参画意欲や能力向上の取組とともに、女性が参画しやすい環境を整備するための取組を推進する。

### (1) 地域における方針決定の場への女性の参画の推進

新たな「食料・農業・農村基本計画」（平成22年3月30日閣議決定）を踏まえた女性農業委員や農業協同組合の女性役員の登用目標の設定の促進・達成に向けた取組を進めているものの、管内の農業協同組合の役員に占める女性の割合は2.4%（全国3.0%）、農業委員に占める女性の割合は5.2%（全国4.9%）と依然として低い水準にある。

女性が役員や農業委員としてJAの運営や農業委員会活動に積極的に参画していけるよう、関係機関と連携しながらJAや市町村等のトップ層に対する普及・啓発等の働きかけを推進する。

### (2) 農業経営への女性の参画促進

認定農業者となって活躍している女性は増加傾向にあるものの、東北における全認定農業者に占める割合は3.5%（全国3.6%）であり、女性が担い手として積極的に農業経営に参画できるよう、女性農業者及び行政等推進者に対する、認定農業者制度の活用に向けた取組等を実施する。

女性起業活動は、雇用の拡大や所得の確保等を通じて農村女性の地位向上のみならず、農業・農村の6次産業化の先駆けとして地域の活性化に大きく貢献している。引き続き、女性起業実践者等による研究交換会を開催し、相互の交流を通じ、起業意欲の向上と事業の継続・発展に資する情報の提供に努める。

### (3) 職場における男女共同参画の推進

職場では、女性職員のキャリア形成の一役となるメンター制度の活用や、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、効率的な業務運営、休暇制度の活用等を促すための取組を実施する。